

上天草市避難行動要支援者避難支援計画 (全体計画)

令和6年(2024年)10月 策定

上天草市

上天草市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）

目 次

第 1 章 避難行動要支援者避難支援計画の趣旨

第 1 節	目的	1
第 2 節	計画の位置づけ	1

第 2 章 避難行動要支援者名簿

第 1 節	避難行動要支援者名簿の作成等	
1	計画の対象となる要配慮者	2
2	要配慮者の把握	2
3	避難行動要支援者名簿の作成	3
4	避難行動要支援者名簿の更新	4
5	避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供	4
第 2 節	災害時における避難行動要支援者名簿の活用	
1	避難のための情報伝達	5
2	避難行動要支援者の避難支援	6
3	避難行動要支援者の安否確認の実施	7
4	避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応	7

第 3 章 個別避難計画

第 1 節	個別避難計画の作成等	8
1	個別避難計画の作成	8
2	個別避難計画の内容	8
3	個別避難計画の更新	8
4	避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供	8

第 4 章 避難行動要支援に係る共助力(地域共生社会)の向上

第 1 節	避難行動要支援者支援班の設置	9
第 2 節	要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施	9
第 3 節	避難行動支援に係る地域づくり	10
第 4 節	防災訓練	10

第1章 避難行動要支援者避難支援計画の趣旨

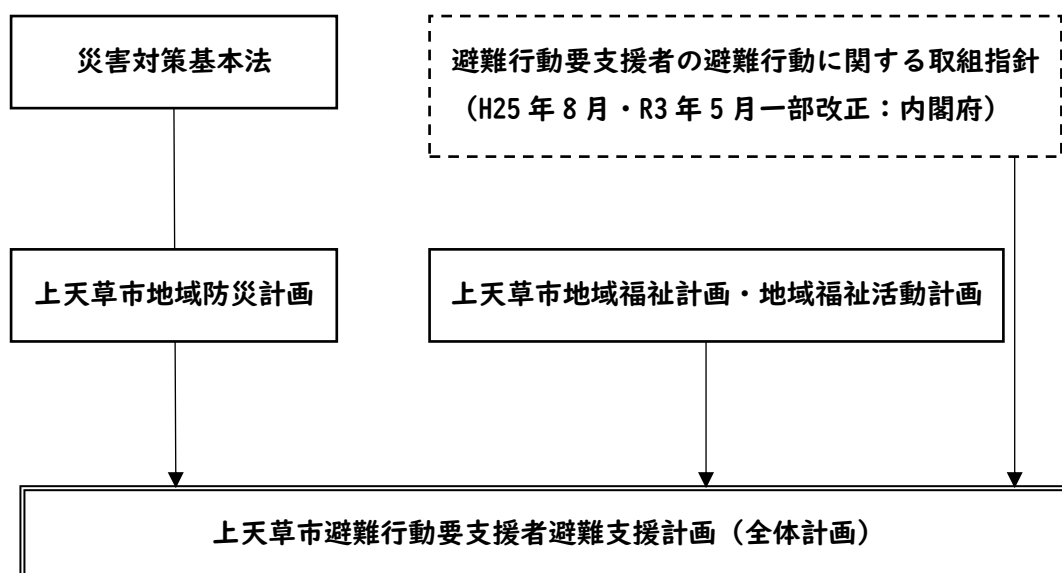
第1節 目的

この避難行動要支援者避難支援計画は、市域に係る地震、風水害その他の災害が発生した場合における避難行動要支援者の避難の支援に関し、個人情報保護に留意しつつ、平常時における準備行為及び災害発生時における措置について必要な事項を定め、避難行動要支援者の避難の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、改正災害対策基本法、上天草市地域防災計画（以下「防災計画」という。）及び内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」に基づき、定めるものである。

また、上天草市地域福祉計画・地域福祉活動計画を上位計画として避難支援計画を定める。



第2章 避難行動要支援者名簿

第1節 避難行動要支援者名簿の作成等

1 計画の対象となる要配慮者

災害対策基本法に基づき、市に居住する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の特に配慮を要する者を「要配慮者」とする。

2 要配慮者の把握

(1) 市役所内部での情報の集約

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。

(2) 都道府県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができることとされており、積極的に必要な情報の取得に努める。

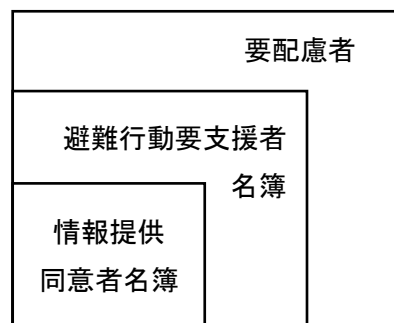
なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

3 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 要支援者の範囲

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」とし、以下のような者を対象とする。

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳を有する者のうち、障がいの程度が体幹・上下肢1級から3級の者、視覚・聴覚が1級から2級の者
- ③知的障がい者で療育手帳を有している者のうち、障がいの程度がA1、A2の者
- ④精神障害者保健福祉手帳を有している者うち、障がいの程度が1級の者
- ⑤特定疾患に係る医療費の助成を受けている難病患者
- ⑥①～⑤以外の者で小地域ネットワーク等見守り対象者
- ⑦上記以外で市長が支援の必要を認めた者(従来の「避難行動要支援者名簿」登載者及び避難支援を希望する者等)



(2) 名簿の記載事項

災害対策基本法第49条の10第2項の規定により、避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居住
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 同意の取得及び促進

市は、新たに避難行動要支援者名簿登録対象となった者に対し、制度の趣旨や避難支援等関係者（※）への名簿情報を提供することに対しての同意の確認を郵送又は戸別訪問などにより行う。

また、避難支援等関係者への名簿情報の提供に同意を得ていない者（以下「不同意者」という。）に対しては、行政区長や民生委員等の協力を得ながら、本人や家族に制度の趣旨等を説明し、同意の取得促進に努める。

4 避難行動要支援者名簿の更新

市は、名簿情報を最新に保つため、避難行動要支援者名簿を年1回又は2回程度更新する。

また、名簿を活用した避難支援等を有効に機能させるため、社会福祉協議会が取り組んでいる小地域ネットワーク等と連携するなど、情報収集に努める。

5 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、本人の同意を得た場合において避難支援等関係者に名簿情報を提供するものとする。

また、本人の同意を得た避難行動要支援者名簿は、災害時のほか、平常時の見守りや防災訓練等にも活用できるものとする。

提供先	提供元（担当課）
天草広域連合北消防署	福祉課福祉政策室
上天草警察署	
民生委員・児童委員	
上天草市社会福祉協議会	
行政区長	
自主防災組織	
小地域ネットワーク等	

※避難支援等関係者とは

災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、防災計画において、避難支援等関係者となる者を次のとおり定めています。

消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区、自主防災組織、小地域ネットワーク

第2節 災害時における避難行動要支援者名簿の活用

1 避難のための情報伝達

(1) 警戒レベル3高齢者等避難の発令・伝達

市は、避難行動要支援者が避難行動を開始するための情報及び避難支援等関係者が避難行動要支援者への避難支援を開始するための情報として、防災計画に基づき警戒レベル3高齢者等避難（以下「高齢者等避難」という。）の発令及び伝達をする。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

市は、緊急かつ着実な情報伝達が行えるよう、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を基本としつつ、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

- ①放送事業者への情報提供等
- ②防災行政無線の活用
- ③緊急通報システムの活用
- ④ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用
- ⑤消防団による広報

災害時における緊急情報は音声（サイレン・放送等）による情報伝達が中心となるため、聴覚障がい者への情報伝達には特に配慮するものとする。

また、市及び福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の日常生活を支援する機器等への防災情報伝達の活用を進めることとする。

2 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難支援等関係者等の対応原則（避難支援）

避難支援等関係者は、提供された名簿を基に、次のような避難支援等を行う。

①平常時

- ア 日頃からの声掛けや安否確認などの見守り活動により、避難行動要支援者の生活の状況の把握と信頼関係の構築を図る。
- イ 各行政区や自主防災組織において、避難行動要支援者に係る情報を共有し、地域における避難支援体制の構築を図る。
- ウ 各行政区や自主防災組織において、避難行動要支援者に係る避難支援を含めた防災訓練・避難訓練を実施する。

②災害時

- ア 高齢者等避難が発令された場合、避難情報の伝達、又は避難所等の安全な場所への避難誘導を実施する。
- イ 電話・訪問等による安否確認を実施する。

(2) 避難支援等関係者の安全確保の措置

災害時における避難支援については、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

そのため、避難支援等関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供に不同意であった者への避難支援

市は、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援に必要な限度で、避難支援等関係者及び避難支援を依頼する団体等（以下「関係者等」という。）に対して名簿を提供するものとする。

なお、この場合において、避難支援の終了後、関係者等に対して、名簿の返却又は破棄を求めるものとする。

3 避難行動要支援者の安否確認の実施

市は、大規模な災害が発生した場合、関係者等に協力を要請し、避難所・自宅を巡回する方法により、地域に居住する避難行動要支援者の安否確認の実施を依頼する。

また、安否確認の結果について、関係者等からの情報提供を集約する仕組みを整備する。

4 避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応

災害時に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われることがないように留意する必要があることから、地域の実情や特性を踏まえつつ、次の事項を参考としながら、避難後の避難行動要支援者の支援を行う。

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報が、避難所において避難支援等関係者から避難所の責任者に引き継がれるようにする。

(2) 避難行動要支援者の避難場所から他の避難所等への移送

避難行動要支援者を避難場所から福祉避難所、社会福祉施設又は医療機関に移送する必要がある場合は、次の方法で移送を行うものとする。

なお、移送を行うに当たっては、災害及び周囲の状況等を確認し、安全を確保したうえで実施する。

- ① 家族（親族を含む）又は地域支援者による移送が可能な場合、家族又は地域支援者により移送する。
- ② 開設を依頼した福祉避難所による送迎が可能な場合は、福祉避難所に送迎を依頼する。（協定先の福祉避難所）
- ③ ①・②による移送ができない場合は、その他の可能な手段により移送する。

また、市は、福祉避難所開設の必要性がある時は、受け入れ体制が整い次第、福祉避難所を開設するものとし、平常時から協定先の福祉避難所と受け入れ体制の整備等に努めるものとする。

第3章 個別避難計画

第1節 個別避難計画の作成等

1 個別避難計画の作成

市は、災害時における避難行動要支援者の避難支援を、より具体的で実効性のあるものとするため、平常時から名簿情報を関係者に提供することに同意を得ている者について、本人、家族及び避難支援等関係者など実際に避難支援に携わる関係者が中心となり話し合いを行いながら、避難行動要支援者一人ひとりに係る避難支援の方法等を定めた個別避難計画を策定するものとする。

2 個別避難計画の内容

個別避難計画は、次の具体的な支援方法について作成する。

- (1) 避難行動要支援者本人に係る基本的な情報
- (2) 緊急時の連絡先
- (3) 避難場所・経路・方法
- (4) 避難支援等関係者の氏名・住所・連絡先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は時間の経過とともに変化することから、市の戸別訪問、本人又は家族の申し出、及び行政区長等の避難支援等関係者から個別避難計画の内容の変更に係る情報提供があった場合は、個別避難計画を更新し、市及び避難支援等関係者間で情報共有を図るものとする。

4 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、本人の同意を得た場合において避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供するものとする。

また、本人の同意を得た個別避難計画は、災害時のほか、平常時の見守りや防災訓練等にも活用できるものとする。

第4章 避難行動要支援に係る共助力（地域共生社会）の向上

第1節 避難行動要支援者支援班の設置

市は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉部局を中心に横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設置する。

避難行動要支援者支援班は、平常時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、高齢者等避難の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行うものとする。

第2節 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施

災害時において、関係者による円滑かつ迅速な避難支援等を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える関係づくりなど、地域の防災力を高めることが必要である。

市は、当該制度や避難支援の方法等について、周知・啓発を図るため、関係者及び関係団体と協力し、次のような研修会や説明会（以下「研修等」という。）を実施するものとする。

1 要配慮者への研修等

市は、要配慮者が避難について考え、災害時に自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、関係団体等と協力し、研修等を実施するものとする。

2 避難支援等関係者への研修等

市は、災害時における円滑な避難支援が実施できるよう、関係者及び関係団体と協力し、地域における会合や防災訓練等において研修等を実施するものとする。

第3節 避難行動支援に係る地域づくり

市は、関係者及び各行政区（自主防災組織）に対して、地域に居住する避難行動要支援者に係る情報共有を図り、地域全体で円滑な避難支援を実施することを目的として、年1回程度、地域住民による会議等の開催を依頼する。

また、市及び各行政区（自主防災組織）は、地域住民による見守り活動の他に、避難行動要支援者に対して、防災訓練・避難訓練のみならず、地域の様々な行事への参加を促すことで、地域社会で孤立することを防ぎ、地域に溶け込むことができる環境づくりに努めるものとする。

第4節 防災訓練

市は、災害時において、避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等ができるよう、防災訓練を実施し、避難支援の訓練等に積極的に取り組むものとする。